

雲南市監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定により雲南市職員措置請求に基づく監査を実施したので、同条第5項の規定により公表する。

令和6年5月14日

雲南市監査委員 渡部 彰夫
雲南市監査委員 周藤 正志

雲南市職員措置請求に基づく監査結果について（公表）

令和6年4月1日受理した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による雲南市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について監査を行ったので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表します。

記

第1 請求の受付

1 請求人代表	住所 略
	氏名 略
請求人	住所 略
	氏名 略

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和6年3月28日である。

3 請求の内容

請求人提出の雲南市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

令和4年度の特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業の設備管理委託費について業務完了検査を令和5年3月31日に行ってい
るが、汚泥運搬業務が一部不履行であるにも関わらず完了検査を合格としている。

特定地域生活排水処理施設事業、設備管理委託費について汚泥運搬量の実績値と精算に係る運搬量が異なるが、減額の精算を行っていないまま業務の完了を認め、汚泥運搬の事実のない業務について対価を支払っている。

個別排水処理施設事業、設備管理委託費についても同様である。

令和4年度の雲南広域連合の浄化槽汚泥受入量の実績値は8, 392 m³である。しかしながら、雲南市の汚泥運搬量は9, 497 m³として精算しており1, 105 m³の出来高不足となる。したがってm³単価（税込）である8, 954円を掛けた9, 894, 170円を精算時に減額する必要がある。しかしながら減額は13, 083円しかおこなわず85, 023, 950円

を出来高と認め精算し、業務完了としている。

この行為は、下水道事業の財政赤字を増大しており今後の下水道使用料金の引き上げの要因となり、市民の負担を強いる行為である。また雲南市から水道局への繰入金によって赤字補填されており、市長は雲南市へ損害を与えており 9,881,087 円の返還を求める。また過去の精算数量も精査し不履行の業務数量については同じく返還を求める。

あわせて、直近で改正になった下水道料金を再精査し経営改善分を見直し料金を下げて頂きたい。

(2) 請求人から提出された事実証明書

- ① 令和 4 年度雲南市浄化槽維持管理業務 検査復命書（写し）
- ② 令和 4 年度浄化槽維持管理委託契約支払総括表（写し）
- ③ 令和 4 年度加茂個別浄化槽維持管理業務 検査復命書（写し）
- ④ 令和 4 年度加茂個別浄化槽維持管理委託契約支払総括表（写し）
- ⑤ 令和 4 年度搬入量実績（写し）
- ⑥ 「令和 5 年 2 月 8 日に発表された市が管理する浄化槽の維持管理業務の事務処理誤りについて（報告）」復命書及び別添資料（写し）

4 請求の要件審査

本件請求について、法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認めこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局

上下水道部下水道課

（地方公営企業法全部適用により令和 6 年 4 月 1 日以降「上下水道局下水道課」）

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 16 日請求人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和 6 年 4 月 3 日付文書で請求人より欠席の報告がされたため中止となった。

令和 6 年 4 月 11 日付文書により請求人に請求の趣旨の補足を求めた。これに対し令和 6 年 4 月 17 日付文書で補足がなされた。

3 関係職員からの陳述等

監査対象部局に対して、弁明書及び関係書類の提出を求めるとともに、令

和6年4月9日関係職員らに陳述の機会を与えた。令和6年4月25日付で弁明書の提出があった。

弁明（要約）

汚泥運搬業務は、浄化槽1基当たりの単価契約としており、精算を前提としていない。

浄化槽維持管理にかかる委託料については、国及び県等から示された公的単価、歩掛り等はない。汚泥運搬料は汚泥引抜き運搬料のほか、労務費等のさまざまな経費を勘案し、事業者から徴した見積書を基に、1基当たりの単価として定めている。

浄化槽は、同じ人槽でもメーカーによる容量の違い、型式による容量の違いとさまざまなものがあり、それにより引抜き量も異なり、汚泥引抜き量の多少にかかわらず運搬しなければならない。

また、設置場所も雲南市内全域であり運搬距離の違いや、設置場所への進入路状況も異なることから、使用するバキュームカーの規格や台数も現場状況により異なる。それらを個別に積算するには多大なコストを要することから、本市においては、3,000基を超える浄化槽に係る経費をひとつひとつ積上げ算出するのではなく、人槽ごとに見込み量を算定し、その見込み量に1m³当たりの単価を乗じた額を1基当たりの単価としている。他市町でも同様な取り扱いとなっている。

以上のとおり本件請求は、理由なしとして棄却されるべきである。

4 監査対象事項

請求書及び事実証明書の内容から、監査対象事項については、次の点として監査を実施した。

- (1) 令和4年度特定地域生活排水処理施設管理事業及び個別排水処理施設管理事業における設備管理業務委託契約（以下「本件契約」という。）について汚泥運搬業務に一部不履行があつたか否か。
- (2) 本件契約において、雲南広域連合の浄化槽汚泥受入量の実績値に基づき委託料の支払いの精算を行う必要があつたか否か。
- (3) 本件契約による委託料の支払いは、地方財政法第4条第1項に反する違法又は不当な支出にあたるか否か。
- (4) 本件契約による委託料の支払いに違法又は不当な財務会計行為が認められた場合、市長が損害賠償額として返還すべき金額はいくらか。

なお、要件審査の過程において、次の点を検討した。

住民監査請求の対象となる期間については、法第242条第2項で「当該

行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されており、また「正当な理由」の有無については、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうかによって判断されるべき（最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決）」と判示され、当該行為が秘密裡に行われた場合など限定的に適用されるものである。

本件請求についてみると、当該業務に係る財務会計行為における事務及び会計上の手続きは、関連諸規定に基づいて行われたものであると認められ、秘密裡のうちに行われたものであるなど特段の事情は認められない。

さらに、法第242条第2項にいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。支出負担行為、支出命令及び支出については、法第242条第2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。（最高裁判所第三小法廷平成14年7月16日判決）

したがって、本件請求では、令和4年度分の財務会計行為のうち、令和5年3月28日以前に行われたものについては、本件請求日から既に1年を経過しているため、この監査対象からは除外した。加えて、請求人は過去の精算数量も精査し不履行の業務数量について返還を求めているが、前述したとおり本件請求日から既に1年を経過しているため、この監査対象からは除外した。

また、令和5年3月31日に行った変更支出負担行為は、契約変更を伴わない減額であることから、この監査対象からは除外した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 事実関係の確認

本件請求について、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 令和4年度特定地域生活排水処理施設管理事業に係る契約（以下「特地単価契約」という。）の概要

雲南市が管理する浄化槽（以下「市管理浄化槽」という。）の維持管理に関する業務について、市は作業ごとの単価を定め、法第234条第1項に規定する随意契約により維持管理受託者の雲南地区環境衛生整備事業協同組合（以下「組合」という。）と特地単価契約を締結。

① 業務名

雲南市浄化槽維持管理業務

② 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

③ 業務内容

- ・浄化槽の保守点検業務（環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準及び関係法令に基づく、浄化槽施設、装置の保守点検業務）
- ・浄化槽の清掃業務（環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準及び関係法令に基づく、浄化槽施設、装置の清掃業務）
- ・一般仕様書及び個人情報取扱特記事項に基づく維持管理

④ 委託料

特地単価契約書第3条において清掃・調整料、汚泥運搬料、薬品代(消毒)、保守点検料それぞれ単価を設定。

本件請求に係る汚泥運搬料については、人槽ごとに固定の「汚泥引抜見込量(m³)」を定め、1m³当たり単価8,140円(税抜)を乗じ、1基当たりの単価としている。それに月々の汚泥引抜基数を乗じて委託料としている。

⑤ 組合について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の許可を受けた業者7社(令和4年度)が加入し、雲南市内全域の業務を行っている。

⑥ 市管理浄化槽の清掃(汚泥引抜)実施状況

令和4年度年間分 3,042基

令和5年3月分 271基

⑦ 委託料の支払時期

組合が月末締めで組合加入業者から点検・清掃記録のとりまとめを行い、集計の上「小型合併処理浄化槽保守点検清掃報告書」、「小型合併処理浄化槽保守点検報告書」、「小型合併処理浄化槽清掃記録票」、「清掃現場写真」と請求書を市へ提出する。市は内容を点検し、適合であると認めたときは30日以内に支払う。

⑧ 委託料の支出状況(令和5年3月29日以降)

令和5年4月18日 支出命令 12,360,700円

令和5年4月27日 支払 12,360,700円

⑨ 完了検査

令和5年3月31日に検査員である上下水道部長が、雲南市契約規則第45条の規定に基づき検査を行い、結果は合格であった。

⑩ 汚泥運搬量

毎月、組合から提出される(a)「小型合併処理浄化槽保守点検清掃

報告書」と(b)「小型合併処理浄化槽清掃記録票」を用いた集計値

ア 特地単価契約書第3条に基づく集計値((a)の集計値)

令和4年度年間分 9, 364.00m³

令和5年3月分 812.80m³

イ 汚泥引抜実績値((b)の集計値)

令和4年度年間分 8, 240.56m³

令和5年3月分 745.38m³

(2) 令和4年度個別排水処理施設管理事業に係る契約(以下「加茂個別単価契約」という。)の概要

市管理浄化槽の維持管理に関する業務について、市は作業ごとの単価を定め、法第234条第1項に規定する随意契約により維持管理受託者の組合と加茂個別単価契約を締結。

① 業務名

加茂個別浄化槽維持管理業務

② 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

③ 業務内容

- ・浄化槽の保守点検業務(環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準及び関係法令に基づく、浄化槽施設、装置の保守点検業務)
- ・浄化槽の清掃業務(環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準及び関係法令に基づく、浄化槽施設、装置の清掃業務)
- ・一般仕様書及び個人情報取扱特記事項に基づく維持管理

④ 委託料

加茂個別単価契約書第3条において清掃・調整料、汚泥運搬料、薬品代(消毒)、保守点検料それぞれ単価を設定。

本件請求に係る汚泥運搬料については、人槽ごとに固定の「汚泥引抜見込量(m³)」を定め、1m³当たり単価8,140円(税抜)を乗じ、1基当たりの単価としている。それに月々の汚泥引抜基数を乗じて委託料としている。

⑤ 組合について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の許可を受けた業者7社(令和4年度)が加入し、雲南市内全域の業務を行っている。

⑥ 市管理浄化槽の清掃(汚泥引抜)実施状況

令和4年度年間分 43基

令和5年3月分 5基

⑦ 委託料の支払時期

組合が月末締めで組合加入業者から点検、清掃の記録のとりまとめを行い、集計の上「小型合併処理浄化槽保守点検清掃報告書」、「小型合併処理浄化槽保守点検報告書」、「小型合併処理浄化槽清掃記録票」、「清掃現場写真」と請求書を市へ提出する。市は内容を点検し、適合であると認めたときは30日以内に支払う。

⑧ 委託料の支出状況（令和5年3月29日以降）

令和5年4月18日	支出命令	301, 400円
令和5年4月27日	支払	301, 400円

⑨ 完了検査

令和5年3月31日に検査員である上下水道部長が、雲南市契約規則第45条の規定に基づき検査を行い、結果は合格であった。

⑩ 汚泥運搬量

毎月、組合から提出される(a)「小型合併処理浄化槽保守点検清掃報告書」と(b)「小型合併処理浄化槽清掃記録票」を用いた集計値

ア 加茂個別単価契約書第3条に基づく集計値((a)の集計値)

令和4年度年間分 133. 10 m³

令和5年3月分 18. 10 m³

イ 汚泥引抜実績値((b)の集計値)

令和4年度年間分 117. 12 m³

令和5年3月分 16. 62 m³

(3) 雲南広域連合(雲南クリーンセンター)の汚泥受入量について

雲南クリーンセンターの汚泥受入量(搬入量)実績は、汚泥搬入業者が施設内のトラックスケール(計量器)により搬入前と後の2回計量し、その差を1台当たり1回の搬入量とする。

搬入する汚泥の種類は、生し尿、下水汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥とあり、それぞれ搬入計量時に種類別のカードで区分する。雲南クリーンセンターの運営管理委託業者が集計し月報、年報として雲南広域連合へ報告される。

農業集落排水汚泥と市町管理浄化槽汚泥、個人管理浄化槽汚泥は、同一のカードを使用している。そのため、毎月末締めで汚泥搬入業者から提出される「収集運搬・月次報告書」の汚泥の種類ごとの搬入量の総量と雲南クリーンセンターで計量した量を確認し、数値に差異が生じた場合は、業者からの報告書をもとにトラックスケールの実測値を按分して算定している。

その算定方法によって算出された令和4年度の市管理浄化槽の汚泥受入量は、8, 391 m³である。

2 監査委員の判断

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関若しくは職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、当該行為の防止、是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求し、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることなどを目的とするものである。よって、単に違法行為等の事実があるだけでなく、その行為によって具体的に損害が発生していることが要件となる。

このことを前提として、前記の事実関係の確認、並びに関係職員の陳述聴取等に基づき、以下のとおり判断した。

(1) 本件契約について汚泥運搬業務に一部不履行があったか否か。

① 本件契約が違法又は不当な契約の締結にあたるか

本件契約は、法第234条第1項に規定する随意契約によって市と組合とで締結された単価契約である。契約締結時に汚泥引抜基数が確定できないため採用されたもので、単価契約自体は、雲南市契約規則第11条第2項に規定されており、本件契約が違法又は不当であるとする理由は認められない。

なお、本件契約に係る各人槽当たりの汚泥運搬料が汚泥引抜見込量（固定量）を基に設計されていることの妥当性については後に述べるが、本件契約締結の有効性に影響するものではない。

② 本件契約に基づく汚泥運搬業務に一部不履行があったか

浄化槽は、浄化槽法第10条第1項において、毎年1回清掃することが義務付けられている。清掃の際には、環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定に基づき汚泥等を引抜くこととなっている。引抜いた浄化槽汚泥は、雲南クリーンセンターに全量搬入し、処理される。

請求人は、雲南広域連合（雲南クリーンセンター）へ搬入された市管理浄化槽汚泥実績値8,392m³（1m³未満切り上げ）に対し、雲南市の汚泥運搬量を9,497m³として精算していることは、汚泥運搬の事実のない業務に対価を支払っており汚泥運搬業務の一部不履行であると主張しているので本件契約上の汚泥運搬量について検討する。

市と組合との本件契約書第3条第1項において、「浄化槽1基当たりの点検料金の単価は、別表のとおりとする。」とし、別表では、5人槽から50人槽まで人槽ごとに1基当たりの引抜く汚泥の一定量を見込

んだ「汚泥引抜見込量（固定量）」に1m³当たりの単価を乗じ汚泥運搬料を定めている。さらに、同条第2項では「当該月の点検実施件数に前項の単価を乗じて算出した額に、（中略）消費税に相当する額を加算して請求することができる。」とされている。

一方、毎月、組合から提出される「小型合併処理浄化槽保守点検清掃報告書」の内容を確認すると、その1基当たりの「汚泥引抜見込量（固定量）」（令和4年度2事業分合計9,497.1m³）を用いて委託料が計算され、請求がなされている。

よって、市と組合との間において汚泥運搬料の支払いに係る汚泥運搬量についての認識は合致しており、本件契約上1,105m³の出来高不足が発生することはなく一部不履行は認められない。

(2) 本件契約において、雲南広域連合の浄化槽汚泥受入量の実績値に基づき委託料の支払いの精算を行う必要があったか否か。

委託料の支払いについては、1事実関係の確認（1）④及び（2）④のとおりであり、汚泥の引抜実績量に基づく精算を行う必要はない。

したがって雲南広域連合（雲南クリーンセンター）の汚泥受入量（搬入量）実績に基づく精算を行う必要はなかった。

なお、雲南広域連合の浄化槽汚泥受入量（搬入量）は、1事実関係の確認（3）で述べたとおり按分して算出されたものであり、組合から上下水道部へ提出された小型合併処理浄化槽清掃記録票を集計した汚泥引抜実績値とは差異が生じる。

請求人は、「精算時に13,083円しか減額を行っていない」とも主張しているが、この13,083円は浄化槽汚泥量の実績量の減に対する減額ではなく、本件契約書第3条第2項のただし書きの規定に基づき千円未満を端数調整した合計額である。

(3) 本件契約による委託料の支払いは、地方財政法第4条第1項に反する違法又は不当な支出にあたるか否か。

地方財政法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定されている。

請求人の「汚泥運搬の事実のない業務について対価を支払っている。」という主張は、汚泥引抜実績値でなく汚泥引抜見込量（固定量）を用いて委託料を支払っている事実を指しているものと解し、以下に、人槽ごとの汚泥引抜見込量（固定量）に対し委託料を支払うこととしている本件契約の妥当性について検討する。

① 汚泥引抜実績値でなく人槽ごとの汚泥引抜見込量（固定量）を用いて

委託料を支払う理由の妥当性について

1 m³当たりの単価については、弁明にあるように運搬距離、設置場所の条件や使用機材等に違いがあるものの同一単価となっている。

汚泥引抜量については、同じ人槽であっても容量の違いや使用状況により引抜く汚泥量にはばらつきがある。設置基数の一番多い7人槽の実績値（令和4年度）を例にとれば、最小値が0.72 m³、最大値が3.6 m³となっている。しかし、このように汚泥量（実績値）に違いがあったとしても、汚泥引抜作業にかかる手間等にはほとんど差がない。そのため、人槽ごとに汚泥引抜見込量（固定量）を定め、1基当たりの単価とし契約されている。

浄化槽1基ごとの実績による精算となると、実績報告書の点検等に係る事務作業が煩雑かつ膨大となり、それにかかる人材確保、人件費等多大なコストが発生することが予想される。

汚泥引抜見込量（固定量）を用いる方法は、汚泥引抜見込量（固定量）と実績値が近い値ならば、事務作業の効率化及び経費の節減を図ることができる。

さらに、公共浄化槽（市町村設置型）を導入している他市町の汚泥引抜見込量（固定量）と比較をしても本市がことさら過大な設計値としているとは認められない。

以上のとおり理由に不合理な点が見られないことから、妥当性を欠くものとまでは言えない。

② 令和5年3月分の汚泥引抜実績量と汚泥引抜見込量（固定量）の比較について

前述のとおり、汚泥引抜見込量（固定量）を用いる場合、実績値と近い値であることが肝要となる。

監査対象である令和5年3月29日以降の委託料の支出に該当する令和5年3月分を見てみると、汚泥引抜見込量（固定量）に対し実績値の割合は91.7%であった。

よって、令和5年3月分における汚泥引抜見込量（固定量）は、概ね適正であると考え、不当であるとまでは言えない。

以上のことから、人槽ごとの汚泥引抜見込量（固定量）を用いて委託料を支払うこととしていることが合理性を欠いていると言うことはできず、妥当と判断する。

したがって、契約内容は妥当であり、さらに上記（1）のとおり違法に締結された契約でないため、地方財政法第4条第1項に反する違法または不当な公金の支出は認められない。

(4) 本件契約による委託料の支払いに違法又は不当な財務会計行為が認められた場合、市長が損害賠償額として返還すべき金額はいくらか。

上述したとおり、本件業務委託料の支払いについて、違法又は不当な財務会計行為は認められないため、市に財産的な損害は発生していない。よって、損害賠償も発生しない。

(5) その他

請求人は、下水道事業の赤字補填としての市（一般会計）から水道局（生活排水処理事業特別会計）への繰入金が市に損害を与えていると主張しているが、一般会計繰入金は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき、生活排水処理事業の経営に係る経費の一部を負担するものとして一般会計から繰り入れるものであり、実質的には一般会計と特別会計である生活排水処理事業特別会計間の公金の移動であることから、市に実質的な損害をもたらさないため請求人の主張は認められない。

また、直近で改正になった下水道料金を再精査し経営改善分を見直し料金を下げるにも求めているが、これらは法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象となり得る個別具体的な財務会計上の行為若しくは怠る事実の違法不当性を問題とし、当該行為の防止、是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填するための「必要な措置」には該当しない。

3 結論

本件請求については、請求人の措置要求を棄却する。

第4 監査委員の意見

監査の結果は以上のとおり判断したところであるが、本単価契約方法の継続にあたっては、妥当な汚泥引抜見込量（固定量）の設定基準を設け、取り組まれたい。

